

平成27年産稲から生じる平成28年収集稲わら（平成28年春わら）の取扱いについて

平成28年3月30日

宮城県農林水産部畜産課

平成27年産稲から生じる平成28年収集稲わらについては、大河原、栗原地域で利用の自粛を要請しておりましたが、平成28年3月29日付け東北農政局生産部長通知に基づき、利用が可能とします。

なお、仙台・大崎・登米・石巻・気仙沼地域においては平成27年産稲わらの流通・利用については自粛要請しておりません。